

令和8年度 大野城市人権政策審議会 第3回会議 議事録

日 時 令和8年 8 月 21 日(金) 15 時 30 分～17 時 00 分

場 所 大野城市役所 本館2階 212 会議室

出席委員 見城会長 三苫副会長 鶴田委員 佐藤委員 井石委員
北崎委員 松岡委員 大林委員 安成委員 田中委員

事務局職員〔人権男女共同参画課〕山下課長 大串係長 田川係長
桐田主任主事 村田主任臨床心理士

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1)「第3次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画 令和7年度進捗状況報告書
(案)」に係る意見及び回答について

主な質疑

○委員

人権に関する事業について、実施回数や参加者数だけでは、事業によってどの程度人権意識が高まったのかを把握することが難しいのではないのでしょうか。特に学校教育においては、教材を使用したかどうかだけでなく、児童・生徒の理解や人権感覚の変化を、より客観的に把握する方法が必要ではないのでしょうか。

○事務局

今後、教育支援課等とも連携しながら、事業の実施状況だけでなく、事業の効果をより客観的に把握する方法について検討してまいります。

○委員

企業向けの人権研修について、企業側から依頼を受けて講師を派遣する方法だけでなく、市から企業に出向いて研修を行うなど、多様な方法を検討してはいかがでしょうか。

○事務局

学校や団体等から依頼を受けて職員が出向いて行う研修等も実施していることから、企業にもそのような取組を周知し、活用してもらえよう検討してまいります。

○委員

PTA 総会や保護者懇談会を活用した人権学習は、全ての保護者を対象としているわけではないため、毎年度同じ内容を記載するのではなく、より実効性のある方法を検討する必要があるのではないのでしょうか。

○事務局

PTA 主催の研修会や家庭教育に関する学習機会は、参加者が限定される場合もあるため、全ての保護者に人権学習の機会を提供することができるよう、担当課とも相談しながら、別の方法も含めて検討してまいります。

○委員

人権講演会等への参加促進について、人権に関心のない層にどう参加してもらうかが課題であり、SNS や動画の活用だけでは限界があるのではないのでしょうか。また、「人権」そのものを前面に出すのではなく、映画、著名人等、関心を持ちやすいテーマを入口として「人権」につなげる方法や、市民・団体・行政が連携して取り組む方法、ワークショップ等の参加型の手法について検討してはいかがでしょうか。

○事務局

講演会のテーマや開催方法については、審議会での意見やアンケート等を参考に、毎年度試行錯誤しながら検討しているところであり、今後も新たな方法を模索してまいります。

○委員

人権啓発は短期間で成果が現れるものではないため、行政だけでなく、地域や民間団体等と連携しながら、長期的に継続して取り組むことが重要ではないのでしょうか。また、講演会については、参加者数を増やすことだけを目的とせず、講演会後に人権に関心を持つ人を地域の担い手として育てていく視点も必要ではないのでしょうか。

○事務局

ご指摘の視点を大切に、様々な地域及び民間の人権団体等との連携をより一層深めながら、長期的な視点で人権課題の解決に向けて取り組んでまいります。

(2) 総括的意見について

【大野城市人権政策審議会 総括的意見(案)の一部抜粋】

事業担当者の自己評価の結果と市民意識の調査結果は、直接連動するものではないが、長年にわたる市の事業展開が奏功しているのかについて、人的資源の制限による「有効性や効率性」と、税金を使った事業という視点での「費用対効果」の評価もあわせて、改めて全体的に総括することが必要だと思われる。

主な意見

○委員

人権啓発の効果を費用対効果や参加者数だけで評価することには限界があり、たとえ一人でも人権について考えるきっかけとなれば意義があるのと思います。また、啓発活動は成果が見えにくくても継続することが重要であり、今後も少しずつ改善しながら取り組んでいく必要があると考えます。

(3) 目標値(第3次人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画)の達成状況等について

○事務局説明

第3次実施計画の5年間の目標値について、目標値を上回ったもの、計画どおり達成したもの、目標値を下回ったものの3区分で整理しており、目標値を上回ったものと計画どおり達成したものを合わせると、全体の約85%となっている。また、第4次実施計画では、各事業の目標値に加えて、計画全体の目標値を設定し、5年ごとの市民意識調査等も活用して評価してまいります。

主な意見

○委員

いじめについて、認知した事案の解消率が100%であることだけをもって改善していると評価するのではなく、いじめの認知件数自体の推移も含めて考える必要があるのではないのでしょうか。

○事務局

いじめについては、小さな事案についても積極的に認知し、早期に対応することを重視しているため、認知件数が増えることが必ずしも取組の悪化を意味するものではなく、認知と対応の状況を合わせて総合的に評価する必要があると考えます。

(4) 大野城市ハラスメント対策指針骨子(案)への人権政策審議会委員からの意見に対する対応について

○事務局説明

前回までに審議会委員から寄せられた意見を踏まえ、ハラスメント対策指針骨子(案)について、目的部分への説明の追加、介護休業ハラスメントを独立した項目として整理すること、「言動」という表現への修正、人事マネジメント課との連携や職員アンケートの実施、相談員の拡充、外部相談窓口の設置等について対応してまいります。

相談窓口については、相談受付から事実確認、再発防止までを一貫して対応できる専門機関への委託を検討しており、市役所外に設置する方向で、電話、メール、ビデオ通話等による相談方法を考えております。また、秘密保持を基本としつつ、問題解決のために必要な情報共有については相談者の同意を得ながら対応し、相談者の利益を第一に考えてまいります。

主な質疑

○委員

市議会議員に対するハラスメント研修について、執行部が議員に研修を求めることには制度上の難しさがあるのではないのでしょうか。

○事務局

市議会議員については、市議会において規則や指針等を整備し、自らの行動を律する形を取ることがより適切であると考えられますので、今後も議会事務局と協議してまいります。

○委員

ハラスメント根絶条例は市役所内部の職員だけを対象とするものではなく、市民や事業者、地域におけるハラスメントも含めて、市全体の問題として取り組むことが重要ではないのでしょうか。また、市役所内部の取組を着実に進めた上で、その取組を市民や事業者等へ広げていくことや、地域における研修等の啓発を指針の中に盛り込むことについて検討してはいかがでしょうか。

○事務局

市民や事業者にも条例の趣旨を理解してもらうための取組を指針にどのように位置付けるかについて、骨子案の段階から検討を進め、広報やホームページ等による周知に加え、市内事業者や各種団体への専門家派遣等も検討してまいります。

○委員

指針の位置付けや、条例との関係が分かりにくいと思います。指針、規定等を合わせて、市民や関係者が全体像を理解できるよう整理することが必要ではないでしょうか。

○事務局

条例に基づく基本的な方向性を示すものとして指針を位置付け、具体的な運用については今後整理するとともに、必要な規定等とあわせて分かりやすく整理してまいります。

4 閉会